

学校法人新潟平成学院役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟平成学院役員退職金の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めない事項については、学校法人新潟平成学院教職員退職金規程の第2条、第3条、第4条、第9条、第10条及び第11条の規程を準用する。

(役員退職金の支給と支給対象)

第2条 役員退職金は、報酬又は給与の支給を受ける専任の役員(理事・監事)に対して、退任若しくは在任中死亡したときに支給する。

2 非常勤の役員(理事・監事)が退任するときは、役員功労金を支給することができる。

3 役員退職金の支給に関しては、理事会の承認を得るものとする。

(役員退職金及び役員退職加給金の額)

第3条 役員退職金の額は、退任若しくは在任中死亡したときの報酬又は給与の月額に、支給係数(在任期間(年数)×1.2)を乗じて得た額、及び本条第3項に定める役員退職加給金の額を加算した額とする。

2 教職員としての在任期間を有する役員の兼務期間は役員退職金の算定期間には含まない。ただし、この間の役員退職加給金は支給する。

3 役員退職加給金の額は、在任期間1期(2年)あたり、専任の理事長100万円、学長理事及び専務理事80万円、及び専任の理事・監事50万円とし、各々の在任期間(期)に乗じて得た額とする。また、在任期間が1年未満のときは0.5期(1年)に繰り上げ、1年を超えたときは1期(2年)に繰り上げる。

(在任期間の計算)

第4条 役員退職金算定となる在任期間は、最初の就任の年月日から退任の年月日までの通算年数とする。また、通算年数に端数月が生じたときは、6か月に満たないときは0.5年に繰り上げ、6か月を超えたときは1年に繰り上げる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がおこなう。

附則

1 この規程は、平成21年3月26日から施行する。

2 学校法人新潟平成学院役員退職金支給要領(平成17年12月28日理事長決裁)は、平成21年3月26日をもって廃止する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。